

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第十号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第四項第一号中「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に改め、同項第二号中「（前項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に改め、同項第三号中「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（特地公署等の見直し）

第九条 特地公署及び準特地公署並びに級別区分については、五年ごとに見直すことを例とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。